

# 第6章 推進体制

## 1.推進のための 体制づくり

本指針に基づき、環境学習を着実に推進していくための体制として、以下の体制を整備します。

### 市における推進体制の整備

環境関連部局、教育委員会などによって構成される「(仮称)環境学習推進委員会」を設置し、本指針に基づく環境学習施策の総合調整を行うとともに、市における環境学習施策の点検・評価のほか、これから環境学習施策についての検討を行います。

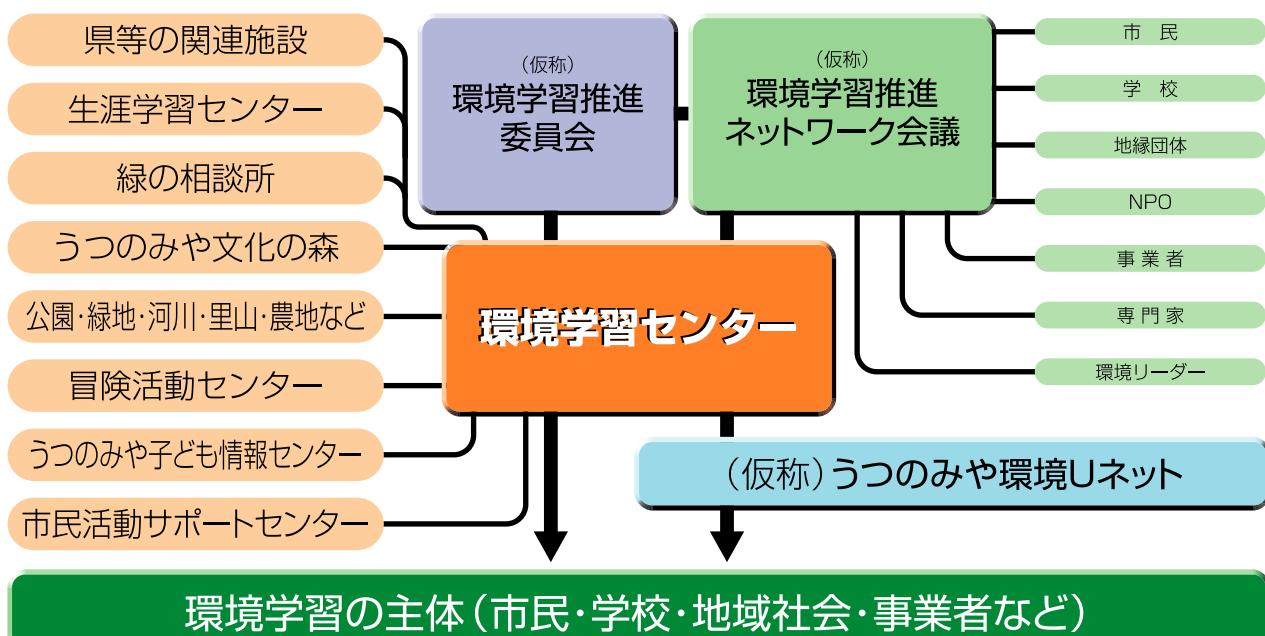
なお、本検討に関しては、毎年発行する環境状況報告書に反映させていきます。



## ■本市の望ましい環境学習事業の展開イメージ

パートナーシップによる環境学習事業を推進するためには、様々な指導者や学習主体が相互に参画・連携する仕組みが成熟することにより、将来的には（仮称）環境学習推進ネットワーク会議が環境学習センターの事業企画や事業運営を担い、効果的な環境学習事業を展開していくことが望まれます。

### ●環境学習推進のための体制イメージ図



環境学習の主体(市民・学校・地域社会・事業者など)

